

令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画について

1. 協議趣旨

イーグルバス株式会社が運行する東秩父路線のうち、W01・W02 系統（小川町駅～白石車庫、小川町駅～和紙の里）は、国からの補助金を受け運行しています。

従来、本補助金に係る申請事務は埼玉県協議会において県内の対象路線をまとめて実施してきましたが、交付要綱の改正に伴い各地域における協議会が主体となり手続きを行うことと昨年度から運用が変更となりました。上記の状況を踏まえ、本協議会において協議を行うものです。

なお、本路線は小川町と連携して運行しているため申請の際には小川町法定協議会との連名にて行います。

2. 協議事項

①令和 8 年度地域間幹線系統確保維持計画の策定及び提出について

別添資料により、国土交通省関東運輸局へ提出

②上記計画に軽微な変更が生じた際における手続きについて

※軽微な変更とは

鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあつてはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

(地域公共交通確保維持改善事業実施要領より抜粋)

令和7年6月25日

(名称) 東秩父村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東秩父村及び小川町を運行する公共交通は、東武東上線・JR八高線の小川町駅に接続する幹線路線であり、地域住民の通勤・通学や病院等への通院など両町村にとって必要不可欠な公共交通として機能している。

令和6年度における本路線の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は一段落ついたものの、今後少子高齢化に伴う人口減少等を理由とした利用者の減少は避けられない状態である。こうした状況を踏まえ、地域住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、両町村における豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起することも求められている。

様々な施策とともに、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡り安定した本路線の確保・維持することで住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

(東秩父村地域公共交通計画 P37 参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

地域間幹線バスシステムの目標値として、輸送人員について、令和6年度の実績値を上回る値とする。

事業者名	系統名	輸送人員数
イーグルバス	小川町駅～白石車庫線	34,824人
	小川町駅～和紙の里線	21,445人
合計		56,269人

(東秩父村地域公共交通計画 P38 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。具体的には、本路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約5万人の住民等にとって必要不可欠な移動手段の確保が見込まれる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線バス利用喚起[東秩父村、小川町、イーグルバス(株)]
- ・東秩父村公共交通会議等開催の際の参加者や東秩父村地域公共交通再編の取組に関する視察者への路線バスの利用喚起[東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社]
- ・イベントにおいて「片道無料特別乗車券」の頒布による利用喚起[東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社]
- ・バスの乗り方教室参加児童の絵画を車内ポスターとして掲出し、当該児童の保護者等の利用を促す[東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社]
- ・沿線町村の全職員、町村議会議員等関係者(約580名)の半数が、年に1回以上当該路線バスを2ゾーン以上利用する[東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社]
- ・他交通モードとの連携や情報発信アプリ等の活用により、訪日外国人観光客への来訪の際のバス利用を促す[東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社]

等

(東秩父村地域公共交通計画 P40 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。

また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和7年6月25日（第1回） (1) R6年度事業報告及び決算について (2) R7年度事業計画及び予算について (3) 令和8年度地域間幹線系確保維持計画について
19. 利用者等の意見の反映状況

○利便性等に関する意見

- ・バスの運行本数を増やしてほしい。
- ・電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
- ・大型ノンステップバスを導入してほしい。

○路線維持に関する意見

- ・バスがあって助かっている。
- ・バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。

これらの意見を踏まえ、県民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持確保を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634

（所 属）東秩父村役場 企画財政課

（氏 名）内野 健太

（電 話）0493-82-1254

（e-mail）kikaku@vill.higashichichibu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）8年度

「国際興業(株)・イーグルバス(株)」の令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
埼玉県 (県庁メ 村・小川 町)	イーグルバス(株)	(6) 小川町駅～白石車庫線	3,382.0	
	イーグルバス(株)	(7) 小川町駅～和紙の里線	2,082.5	
	合 計		5,464.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付。「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」に記載する。
2. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	イーグルバス株式会社	8年度
------	------------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
武蔵・相模			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
武蔵・相模	413.円78銭	578.円97銭	413.円78銭	000.円00銭	342.円92銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4.の適用 割合 フ	改定率 コ
武蔵・相模	令和 6年 5月 23日	基準期間の 6年度	3/3	38.15%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率		
				起点	主な 経由 地	終点				チ	オ					オ÷チ＝ク	リ			ヌ	ル
相模・ 武蔵	1		W01 小川町駅 白石車庫	小川町 駅	和紙の里	白石 車庫	365 日	### 回	2.5	18.2 人	往16.5Km (平均) 復16.5Km	16.5Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	%	100%
	2		W02 小川町駅 和紙の里	小川町 駅	ハトリア おがわ	和紙の 里	365 日	### 回	2.7	23.2 人	往 7.6Km 復 7.6Km	7.6Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	100%
							日	() 回		人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
							日	() 回		人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ス))÷チニヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3力年平均 (d+e+f)/3 =ノ	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ＝g	経常収益控除額 ケとのい ずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ－h＝ノ		経常収益ヤ”	実車走行キロマ”	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ”÷マ”＝d	経常収益ヤ’	実車走行キロマ’	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ’÷マ’＝e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ＝f		
相模・武蔵	1		100%	88407.0 . km	36,581,048 円	118.円02銭	29.円13銭	00.円00銭	118.円02銭	118.円02銭	1132945 円	88308 . km	128.円23銭	10622239 円	88275 . km	120.円33銭	9358961 円	88704 . km	105.円50銭	10,433,794 円
	2		100%	48100.4 . km	19,902,883 円	110.円02銭	36.円44銭	00.円00銭	110.円02銭	110.円02銭	8104907 円	49339.2 . km	123.円73銭	3770771 円	50676.8 . km	74.円40銭	5794410 円	43684.8 . km	131.円95銭	5,292,006 円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円
			%	. km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円
合計				. km	円					円	. km		円	. km		円	. km		15,725,800 円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの ソ×ヲ’＝ツ’	計画平均 乗車密度 から人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム－ラ＝ウ
相模・ 武蔵	1		26,147,254 円	16,461,471 円	16,461,471 円	16,461,471 円	16,461,471 円	6,764,988 円	6,764 千円	3,382.0 千円	26,147,254 円	22,765,254 円
	2		14,610,977 円	8,956,342 円	8,956,342 円	8,956,342 円	8,956,342 円	4,165,740 円	4,165 千円	2,082.5 千円	14,610,977 円	12,528,477 円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			40,758,231 円	25,417,813 円	25,417,813 円	25,417,813 円	25,417,813 円	10,930,728 円	10,929 千円	5,464 千円	40,758,231 円	35,293,731 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
相模・ 武蔵	1		0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	21,761,254 円	100 %		
	2		0 円	0 %	0 円	0 %	0 円	0 %	12,528,477 円	100 %		
			円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	%	円	%	円	%	円	%		
合計			0 円	%	0 円	%	0 円	%	20293731 円	%		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表 2. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
埼玉県	比企広域市町村圏	小川町	通勤・通学に利用される東武東上線小川町駅(池袋への直通列車の始発駅)、JR八高線小川町駅があるほか、商店街やスーパーマーケット、総合病院(小川赤十字病院)など、住民の生活を支える生活基盤が整備されている。

事業者名	イーグルバス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 社長室	(責任者役職・氏名) 室長 山岸 実
補助金担当部門	(担当部門の名称) 社長室	(責任者役職・氏名) 室長 山岸 実

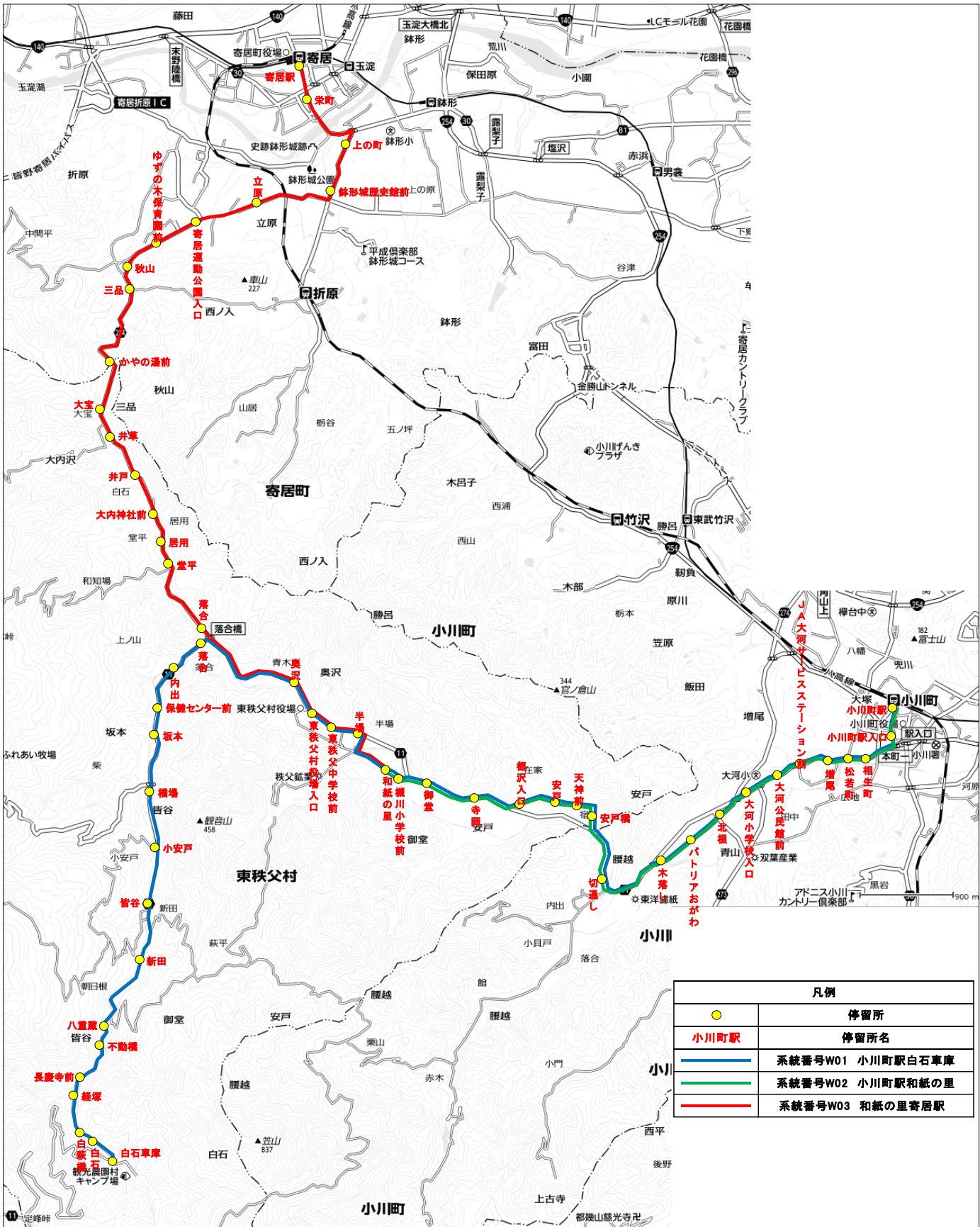
運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

運行系統															年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				令和6年9月12日実施		備考
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A) (回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	輸送収入(B) (円)	実車走行キロ(C) (km)	運送雑収入(D) (円)	営業外収益(E) (円)	計(B)+(D)+(E)	1系統当り経常費用(H) (円)	運賃改定前・適用 の平均賃率×日数 運賃改定後・適用 の平均賃率×日数 総適用日数	平均賃率(F) (円)	平均乗車密度 $\frac{(B)}{(C) \times (F)}$ (G)	輸送量(A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無									
1	1602 小川町駅前地区車庫	小川町駅		和紙の里	白石車庫	16.5	7.3	34,824	5.8	201,979.2	9,194,671.0	88,704.0	99,917	64,373	9,358,961	38,214,570	365	40.61	2.5	18.2	有 無								
2	1602 小川町駅前地区車庫	小川町駅	パトリアおがわ		和紙の里	7.6	7.8	21,445	6.1	130,814.5	5,663,221.0	43,684.8	61,541	39,648	5,764,410	18,819,848	365	47.84	2.7	21.0	有 無								
																					有・無								
																					有・無								
																					有・無								
合計						24.1	56,269			332,793.7	14,857,892	132,388.8	161,458	104,021	15,123,371	57,034,418													

[記載要領]

- 1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 2. 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実施調査に基づいて記載すること。
- 6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実施調査を実施し、その結果により算出すること。また、実施調査日についても記載すること。
- 8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃÷停留所相互間総キロにより計算される。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合は当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 11. 平均乗車密度は(B)÷(G)÷(F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合は運賃改定がなかった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収入及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に占まれるものの有無について記載すること。

イーグルバス(株)東秩父村路線バス 路線図



色	系統名	起点	経過地	終点	キロ程	沿線市町村	備考
青	系統番号W01 小川町駅・白石車庫	小川町駅	和紙の里	白石車庫	16.5km	小川町・東秩父村	
緑	系統番号W02 小川町駅・和紙の里	小川町駅	パトリアおがわ	和紙の里	7.6km	小川町・東秩父村	
赤	系統番号W03 和紙の里・寄居駅	和紙の里	かやの湯前	寄居駅	11.3km	東秩父村・寄居町	

生産性向上の取組について

事業者名：イーグルバス株式会社

系統名：W01 小川町駅白石車庫

運行区間：小川町駅・和紙の里・白石車庫

1 取組内容

輸送人員増並びに運送収入増のための取組

- ① 例年5月から6月にかけて開催される秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線バス利用喚起（運行事業者のホームページでの周知、関係先ホームページとのリンク、ポスター等の広告媒体での周知）
- ② 東秩父村公共交通会議等開催の際の参加者や東秩父村地域公共交通再編の取組に関する視察者への路線バスの利用喚起（開催通知への時刻表の添付等）
- ③ 和紙の里または東秩父村内で開催されるイベントにおいて「片道無料特別乗車券」の頒布による利用喚起
- ④ バスの乗り方教室参加児童の絵画を車内ポスターとして掲出し、当該児童の保護者等の利用を促す
- ⑤ 沿線町村（東秩父村、小川町、寄居町）の全職員、町村議会議員等関係者（約580名）の半数が、年に1回以上当該路線バスを2ゾーン以上利用する（公私問わず）
- ⑥ 他交通モードとの連携や情報発信アプリ等の活用により、訪日外国人観光客への来訪の際のバス利用を促す

2 実施主体

東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社

3 定量的な効果目標

1の取組を実施することにより、以下の増収を見込む

- 取組①：109,450円 498名（令和元年度開催期間中利用実績）×59.4%（路線比率 ※1）×370円（片道運賃）
- 取組②：29,600円 10名（当該系統利用想定委員）×4回（開催予定）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組③：22,200円 10名（当該系統利用想定視察者）×3回（視察予定）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組④：21,978円 50枚（令和7年度配付予定50枚）×59.4%（路線比率 ※1）×2回（開催予定）×370円（片道運賃）
- 取組⑤：43,956円 25名（令和5年度参加者数）×59.4%（路線比率 ※1）×2施設×2（往復）×2名（両親、祖父母等）×370円（片道運賃）
- 取組⑥：95,365円 387名（沿線町村関係者の概ね2/3）×33.3%（路線比率 ※2）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組⑦：79,121円 180名（利用予測1ヶ月15名）×59.4%（路線比率 ※1）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 合 計：401,670円（税抜き 365,155円）

※1 収入比率 W01系統 59.4%、W02系統 30.1%、W03系統（申請外）10.6%

※2 東秩父村路線として運行するW01系統 小川町駅・白石車庫（補助対象）、W02系統 小川町駅・和紙の里（補助対象）、W03系統 和紙の里・寄居駅（対象外）を3等分した

4 実施に向けたスケジュール

取組①：令和8年2月～5月 ポピーまつり実行委員会と協調した準備

取組②：令和7年10月～ 視察受入（随時）、協議会（年3～4回）に併せ実施

取組③：令和7年10月、令和8年5月 和紙の里でのイベント開催に併せた実施準備

取組④：令和 7 年 10 月～ 実施準備及び関係町村との調整（10 月実施予定）

取組⑤：令和 7 年 10 月～ 各町村庁内での周知開始取組

取組⑥：令和 7 年 10 月～ 自治体を含めた関係者との実施準備

5 実施時期

令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月

6 具体的な検討

【取組事例 1】貨客混載の取組

今後、研究を行っていく。

【取組事例 2】バス路線の再編

平成 28 年 10 月にバス路線の再編を実施した。

【取組事例 3】路線バスへの混乗化

村内の小学生は通学の足として路線バスを利用している。

【取組事例 4】地域住民の生活利用と観光利用の混乗

上記 1 の取組内容を実施していく。

7 収支率

1 の取組みにより収支改善を図る

収支率 取組前 28.5%→取組後 29.5%（1.0%増）

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	10,433,795	36,581,048	△26,147,253	28.5%	
取組後	10,798,950	36,581,048	△25,782,098	29.5%	+1.0%

生産性向上の取組について

事業者名：イーグルバス株式会社

系統名：W02 小川町駅和紙の里

運行区間：小川町駅・パトリアおがわ・和紙の里

1 取組内容

輸送人員増並びに運送収入増のための取組

- ① 例年5月から6月にかけて開催される秩父高原牧場ポピーまつり来訪者への路線バス利用喚起（運行事業者のホームページでの周知、関係先ホームページとのリンク、ポスター等の広告媒体での周知）
- ② 東秩父村公共交通会議等開催の際の参加者や東秩父村地域公共交通再編の取組に関する視察者への路線バスの利用喚起（開催通知への時刻表の添付等）
- ③ 和紙の里または東秩父村内で開催されるイベントにおいて「片道無料特別乗車券」の頒布による利用喚起
- ④ バスの乗り方教室参加児童の絵画を車内ポスターとして掲出し、当該児童の保護者等の利用を促す
- ⑤ 沿線町村（東秩父村、小川町、寄居町）の全職員、町村議会議員等関係者（約580名）の半数が、年に1回以上当該路線バスを2ゾーン以上利用する（公私問わず）
- ⑥ 他交通モードとの連携や情報発信アプリ等の活用により、訪日外国人観光客への来訪の際のバス利用を促す

2 実施主体

東秩父村、小川町、イーグルバス株式会社

3 定量的な効果目標

1の取組を実施することにより、以下の増収を見込む

- 取組①：55,462円 498名（令和元年度開催期間中利用実績）×30.1%（路線比率 ※1）×370円（片道運賃）
- 取組②：29,600円 10名（当該系統利用想定委員）×4回（開催予定）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組③：22,200円 10名（当該系統利用想定視察者）×3回（視察予定）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組④：11,137円 50枚（令和7年度配付予定50枚）×30.1%（路線比率 ※1）×2回（開催予定）×370円（片道運賃）
- 取組⑤：22,274円 25名（令和5年度参加者数）×30.1%（路線比率 ※1）×2施設×2（往復）×2名（両親、祖父母等）×370円（片道運賃）
- 取組⑥：95,365円 387名（沿線町村関係者の概ね2/3）×33.3%（路線比率 ※2）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 取組⑦：40,093円 180名（利用予測1ヶ月15名）×30.1%（路線比率 ※1）×2（往復）×370円（片道運賃）
- 合 計：276,131円（税抜き 251,028円）

※1 収入比率 W01系統 59.4%、W02系統 30.1%、W03系統（申請外）10.6%

※2 東秩父村路線として運行するW01系統 小川町駅・白石車庫（補助対象）、W02系統 小川町駅・和紙の里（補助対象）、W03系統 和紙の里・寄居駅（対象外）を3等分した

4 実施に向けたスケジュール

取組①：令和8年2月～5月 ポピーまつり実行委員会と協調した準備

取組②：令和7年10月～ 視察受入（随時）、協議会（年3～4回）に併せ実施

取組③：令和7年10月、令和8年5月 和紙の里でのイベント開催に併せた実施準備

取組④：令和 7 年 10 月～ 実施準備及び関係町村との調整（10 月実施予定）

取組⑤：令和 7 年 10 月～ 各町村庁内での周知開始取組

取組⑥：令和 7 年 10 月～ 自治体を含めた関係者との実施準備

5 実施時期

令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月

6 具体的な検討

【取組事例 1】貨客混載の取組

今後、研究を行っていく。

【取組事例 2】バス路線の再編

平成 28 年 10 月にバス路線の再編を実施した。

【取組事例 3】路線バスへの混乗化

村内の小学生は通学の足として路線バスを利用している。

【取組事例 4】地域住民の生活利用と観光利用の混乗

上記 1 の取組内容を実施していく。

7 収支率

1 の取組みにより収支改善を図る

収支率 取組前 26.6%→取組後 27.9%（1.3%増）

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	5,292,005	19,902,983	△14,610,978	26.6%	
取組後	5,543,033	19,902,983	△14,359,950	27.9%	+1.3%